

○池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例施行規則

平成18年9月25日

規則第43号

改正 平成20年7月1日規則第26号

平成25年3月29日規則第27号

平成28年3月15日規則第1号

令和元年12月12日規則第32号

令和3年3月12日規則第5号

令和5年2月22日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例(平成18年池田市条例第24号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(公募に係る告示等)

第2条 市長(教育委員会が所管する公の施設については、教育委員会。以下この条から第6条までにおいて同じ。)は、指定管理者の公募を行おうとするときは、公募を行う旨のほか次に掲げる事項について公募を開始する日の2週間前までに告示するとともに、市ホームページへの掲載その他の適切な方法により周知に努めなければならない。

- (1) 公募の期間
- (2) 当該施設の名称、所在地及び概要
- (3) 当該施設の設置目的及び具体的な管理の業務の内容
- (4) 指定管理者による管理の開始予定日及び予定する指定の期間
- (5) 条例第5条第2項の規定に基づき提出を求める資料
- (6) 前各号に掲げるもののほか、公募の手続の円滑な進行のため市長が必要と認める事項

(一部改正〔令和 5 年規則 8 号〕)

(申請書に添付する資料)

第 3 条 条例第 5 条第 2 項に規定する資料は、次に掲げるものとする。

- (1) 収支予算書
- (2) 定款、寄附行為、規約又はこれらに準ずる書類
- (3) 法人にあつては、登記事項証明書（法人以外の団体にあつては、これに準ずる書類）
- (4) 役員名簿
- (5) 当該団体の前事業年度の事業報告書及び経営状況を説明する書類
- (6) 組織及び運営に関する事項を記載した書類
- (7) 誓約書（別記様式）
- (8) 別に指定する税目の滞納がないことを証明する書類
- (9) その他市長が必要と認める資料

(一部改正〔令和 3 年規則 5 号〕)

(指定等の告示)

第 4 条 条例第 8 条第 1 項の規定による告示は、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 指定管理者の名称及び住所
- (2) 指定の期間
- (3) 条例第 8 条第 2 項に規定する縦覧の場所

2 市長は、前項第 1 号に規定する事項に変更があつた場合は、その旨を告示しなければならない。

(一部改正〔平成 2 5 年規則 2 7 号〕)

(年度協定)

第 5 条 市長は、条例第 9 条第 1 項に基づき指定管理者との間で締結する年度協定（以下「年度協定」という。）において、次に掲げる事項を定めるもの

とする。

- (1) 指定の期間に関する事項
- (2) 条例第 5 条第 2 項に規定する事業計画等に記載された事項
- (3) 市が支払うべき管理に要する費用に関する事項
- (4) 指定の取消し及び管理の業務の停止に関する事項
- (5) 管理の業務に関して保有する情報の公開に関する事項
- (6) 管理の業務に関して知り得た個人情報の保護に関する事項
- (7) 条例第 9 条第 3 項に規定する事業報告（以下単に「事業報告」という。）
に関する事項
- (8) 前各号に掲げるもののほか、市長及び指定管理者が必要と認める事項
（一部改正〔平成 25 年規則 27 号・28 年 1 号・令和 3 年 5 号〕）
（事業報告）

第 6 条 指定管理者は、事業報告において、次に掲げる事項を記載しなければならない。

- (1) 管理の業務の実施状況及び利用状況
- (2) 使用料又は利用に係る料金等の収入の実績
- (3) 管理に係る経費の収支状況
- (4) 前 3 号に掲げるもののほか、管理の実態を把握するために市長が必要と
認める事項

2 年度の途中において条例第 13 条第 1 項から第 3 項までの規定により指定管理者の指定を取り消された団体は、当該指定を取り消された日から起算して 3 か月以内に当該指定を取り消された日までの事業報告を作成し、市長に提出しなければならない。

（一部改正〔平成 25 年規則 27 号・28 年 1 号・令和 3 年 5 号〕）

（開示請求の特例）

第 7 条 条例第 12 条第 1 項の規則で定めるものは、次の各号に掲げる場合の

区分に応じ、当該各号に定めるものとする。

(1) 池田市情報公開条例（平成16年池田市条例第1号）第5条の規定による開示の請求の場合 次に掲げるもの

ア 一般の利用に供する目的で管理しているもの

イ 池田市情報公開条例第2条第2号イに掲げるもの

(2) 個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第76条第1項の規定による開示の請求の場合 同法第60条第1項の政令で定めるものの

（追加〔令和5年規則8号〕）

（評価）

第8条 条例第14条第2項に規定する評価（以下「評価」という。）は、指定管理者の指定の期間が満了する日（以下「指定期間満了日」という。）の翌日の1年前の日から指定期間満了日の3か月前の日までの間に行うものとする。ただし、当該指定の期間が5年を超える場合は、当該指定の期間の2分の1に相当する月数（当該月数に1か月未満の端数があるときは、当該端数を切り捨てた月数）が経過する月の末日（以下「中間日」という。）の翌日の1年前の日から中間日の3か月前の日までの間にも行うものとする。

2 前項の規定にかかわらず、現に指定管理者が管理する公の施設を廃止した場合における評価にあつては当該公の施設を廃止した日から、条例第13条第1項から第3項までの規定により指定管理者の指定を取り消した場合における評価にあつては当該指定を取り消した日から6か月以内に行うものとする。

3 評価は、指定の期間内における直近までの年度協定及び事業報告、指定管理者による管理の実態に係る市の記録等を踏まえ、公の施設の管理の適正及び市民サービスの向上に鑑み行うものとする。

（全部改正〔平成28年規則1号〕、一部改正〔令和3年規則5号・

5 年 8 号〕)

(雑 則)

第 9 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、市長が定める。

(一部改正〔平成 2 5 年規則 2 7 号・令和 5 年 8 号〕)

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 0 年 7 月 1 日規則第 2 6 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 2 5 年 3 月 2 9 日規則第 2 7 号)

この規則は、平成 2 5 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 2 8 年 3 月 1 5 日規則第 1 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (令和元年 1 2 月 1 2 日規則第 3 2 号)

この規則は、令和元年 1 2 月 1 4 日から施行する。

附 則 (令和 3 年 3 月 1 2 日規則第 5 号)

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (令和 5 年 2 月 2 2 日規則第 8 号)

この規則は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。ただし、第 2 条の改正規定は、
公布の日から施行する。

別記様式（第3条関係）

年 月 日

（宛先）

所在地
団体名
代表者氏名 ㊟
（年度協定に使用する印鑑と同一印）
代表者の生年月日 年 月 日

誓 約 書

の管理に関する業務（以下「管理業務」といいます。）に係る指定管理者の指定の申請に当たり、池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例（平成18年池田市条例第24号）及び池田市暴力団の排除に関する条例（平成23年池田市条例第20号）の規定に基づく池田市の求めに応じ、下記のとおり誓約します。

記

- 1 当団体は、池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第4条各号のいずれにも該当しません。
- 2 当団体は、池田市暴力団の排除に関する条例第2条第1号に規定する暴力団（以下単に「暴力団」といいます。）に該当しません。
- 3 当団体の役員、職員等（以下「役職員等」といいます。）は、池田市暴力団の排除に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員（以下単に「暴力団員」といいます。）又は同条第3号に規定する暴力団密接関係者（以下単に「暴力団密接関係者」といいます。）に該当せず、かつ、将来にわたっても該当しません。
- 4 池田市から役員名簿又はこれに準ずる書類（以下「役員名簿等」といいます。）の提出を求められたときは、速やかに提出するとともに、池田市が大阪府警察池田警察署、大阪府警察本部等（以下「警察」といいます。）から要請を受けたときは、池田市が当該役員名簿等を警察に提供することに同意します。
- 5 当団体又は役職員等が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当すると警察から池田市へ報告があった場合又は池田市の調査により判明した場合は、池田市がその旨を公表することについて異議を述べません。
- 6 管理業務の一部を第三者に委託する場合は、委託先が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することのないよう管理及び監督をします。また、物品の購入等における契約相手方が暴力団、暴力団員又は暴力団密接関係者に該当することのないよう留意します。
- 7 本誓約書における虚偽の誓約が池田市指定管理者による公の施設の管理に関する条例第13条第2項第8号に規定する不正な手段に該当し、指定管理者の指定を取り消されることについて異議を述べません。

以上

別記様式（第 3 条関係）

（全部改正〔令和 3 年規則 5 号〕）